

令和 2 年度税制改正関連

電気供給業を行う
法人の申告について
(法人の事業税)

群馬県

電気供給業を行う法人の申告について

1 法人の事業税における収入金課税について

(1) 法人の事業税における収入金課税について

電気供給業、ガス供給業及び保険業（生命保険業、損害保険業）を行う法人については、地方税法において、原則、収入金額を課税標準として法人の事業税を課することとされています。（法第72条の12）

なお、令和2年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税について、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況や行政サービスの受益に応じた負担の観点などから、電気供給業のうち小売・発電電気事業に係る課税方式が見直されました。

(2) 新たな課税方式の概要

電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われました。見直し前は、収入割額によって課することとされていましたが、今回の見直しにより、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。）にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとされました。（地方税法第72条の2第1項、第72条の12）

また、小売電気事業等及び発電事業等に係る特別法人事業税について、基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得た金額とすることとされました。（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条）

この見直しは、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

■小売電気事業等とは・・・

以下の①、②をいいます。（地方税法第72条の2第1項第3号）

- ①電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
- ②①に準ずるものとして総務省令で定める事業（※）

※②は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

ただし、一般送配電事業（電気事業法第2条第1項第8号）、特定送配電事業（電気事業法第2条第1項第12号）、発電事業（電気事業法第2条第1項第14号）及び発電事業に準ずる事業（以下の(2)②）に該当する部分を除きます。（地方税法施行規則第3条の14第1項）

■発電事業等とは・・・

以下の①、②をいいます。（地方税法第72条の2第1項第3号）

- ①電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
- ②①に準ずるものとして総務省令で定める事業（※）

※②は、自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除きます。）を含みます。（地方税法施行規則第3条の14第2項）

(3) 電気供給業の事業内容による区分

法人の事業税において、収入金課税の対象となる電気供給業とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、**現に電気を供給している法人の事業**をいいます。

よって、大手電力会社（東京電力ホールディングス等）のほか、太陽光パネルにより発電した電気を売電する法人もこれに該当します。

新たな課税方式は、次のとおり事業内容により区分されます。

事業内容	法人の種類	課税方式・税率	
		【改正後】 令和2年4月1日以後に開始する事業年度	【改正前】
小売電気事業等 及び発電事業等	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 ※	収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15% 特別法人事業税 収入割の40%	収入割 1% 特別法人事業税 収入割の30%
	上記以外の法人	収入割 0.75% 所得割 1.85% 特別法人事業税 収入割の40%	
上記以外の電気供給業		収入割 1% 特別法人事業税 収入割の30%	

※特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。

(4) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定時期

事業年度終了の日（仮決算による中間報告にあつては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあつては解散の日）の現況によります。（地方税法第72条の2第2項）

(5) 所得の計算に関する経過措置

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年

度開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に
係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定してい
たものとみなします。（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条
第2項）

2 課税標準となる金額の考え方

(1) 課税標準となる収入金額

電気供給業の事業規模を表すものは、電気の供給によって収入する料金の額です。

また、課税すべき収入金額の範囲は、その事業本来の収入金額に限られるべきと考え
られるので、課税標準となる収入金額は、電気供給業について収入すべき金額の総額か
ら、偶発的に生じた収入金額やこれらの事業本来のものでない収入金額を控除すること
とされています。

一方で、地方税法第72条の24の2第1項においては、「当該各事業年度においてその
事業について収入すべき金額の総額から当該各事業年度において国又は地方団体から受
けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額その他政令で定める収入金額を控除し
た金額による」とされており、控除する金額が限定列挙されています。

仮に、限定列挙された金額のみ控除を認めるとすると、法令に規定のない収入（土地
賃貸料等の営業外収益や特別利益）が発生した場合には控除できないことになってしま
い、「課税すべき収入金額の範囲は、その事業本来の収入金額に限られるべき」とする
制度の趣旨に反します。

よって、法令に規定のない営業外収益や特別利益が発生した場合にも、それが電気供
給業本来の収入（売電収入等）でない限り、総収入金額から控除します。

【課税標準となる収入金額（概要）】

課税標準となる
収入金額

=

収入すべき
金額の総額※1

—

控除すべき
金額※2

※1 原則として電気供給業に係るすべての収入を含む。

※2 地方税法又は同法施行令で規定された金額のほか、営業外収益及び特別利益として処理される
べき金額。ただし、電気供給業本来の収入（売電収入等）は控除しないこと。

(2) 課税標準となる所得金額

電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等を行う場合、小売電気事業等・発電事
業等とその他の事業とに区分して、所得割の課税標準を算定します。

なお、小売電気事業等・発電事業等とその他の事業を併せて行う場合には、法人税所得
からその他の事業の所得を差し引くことで算出できます。実際の計算は、電気供給業の
収入金額等に関する計算書（第1号様式）34欄（11ページ参照）で行います。

3 電気供給業を行う法人の申告について

(1) 申告書用紙の変更

小売電気事業等・発電事業等に係る課税方式の見直し及び税率の変更に合わせて、確定申告書用紙なども変更されています。法人が行っている事業に応じて、使用する用紙が異なってきます。

【追加された様式】

第6号様式(その2)	確定申告書
第6号の3様式(その2)	予定申告書

申告書種類	対応する事業	事業内容
確定申告書 第6号様式	(1)所得等課税事業	以下の(2)、(3)以外の事業 ＜地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く)＞
	(2)収入金額課税事業	送配電事業、特定のガス供給業、保険業等 ＜地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業＞
	(1)と(2)	(1)と(2)を併せて行う
確定申告書 第6号様式 (その2)	(3)収入金額等課税事業	小売電気事業等及び発電事業等 ＜地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業＞
	(3)と(1)、(2)	(3)と(1)、(2)を併せて行う

【事業ごとに別業で作成する様式】

	第6号様式別表5	所得金額に関する計算書
	第6号様式別表6	収入金額に関する計算書
	第6号様式別表9	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書
	第10号様式	課税標準の分割に関する明細書
	第6号様式 別表10、同別表11、同別表12、 同別表13、同別表13の2、同別表13の3	
外 形 用	第6号様式別表5の2の2	付加価値額に関する計算書
	第6号様式別表5の3	報酬給与額に関する明細書
	第6号様式別表5の3の2	労働者派遣に関する明細書
	第6号様式別表5の4	純支払利子に関する明細書
	第6号様式別表5の5	純支払賃借料に関する明細書
	第6号様式別表5の6の2	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合 の付加価値額の控除に関する明細書

(2) 課税方式と申告時の提出書類

○小売電気事業等・発電事業等

売上金額	例外規定(※1)の適用	課税方式	申告書様式	申告時の提出書類(※2)
小売電気事業等・発電事業等のみ		収入割と(電気)所得割	第6号様式(その2)	①・③・④・⑤
小売電気事業等・発電事業等とその他事業の両方	適用を受ける 主たる事業が電気の場合	収入割と(電気)所得割	第6号様式(その2)	①・③・④・⑤
	適用を受ける 主たる事業が電気以外の場合	(その他)所得割のみ	第6号様式	①・⑤
	適用を受けない(又は非該当)	収入割と(電気)所得割と(その他)所得割	第6号様式(その2)注	②・③・④・⑤
その他事業のみ(電気事業未開始)		(その他)所得割のみ	第6号様式	①・⑤

(注) 各種別表(別表5、9、10など)は事業ごとに別業作成

○送配電事業

売上金額	例外規定(※1)の適用	課税方式	申告書様式	申告時の提出書類(※2)
送配電事業のみ		収入割のみ	第6号様式	①・③・④・⑤
送配電事業業とその他の事業(※)の両方	適用を受ける 主たる事業が電気の場合	収入割のみ		①・③・④・⑤
	適用を受ける 主たる事業が電気以外の場合	(その他)所得割のみ		①・⑤
	適用を受けない(又は非該当)	収入割と(その他)所得割		②・③・④・⑤
その他事業(※)のみ(送配電事業未開始)		(その他)所得割のみ		①・⑤

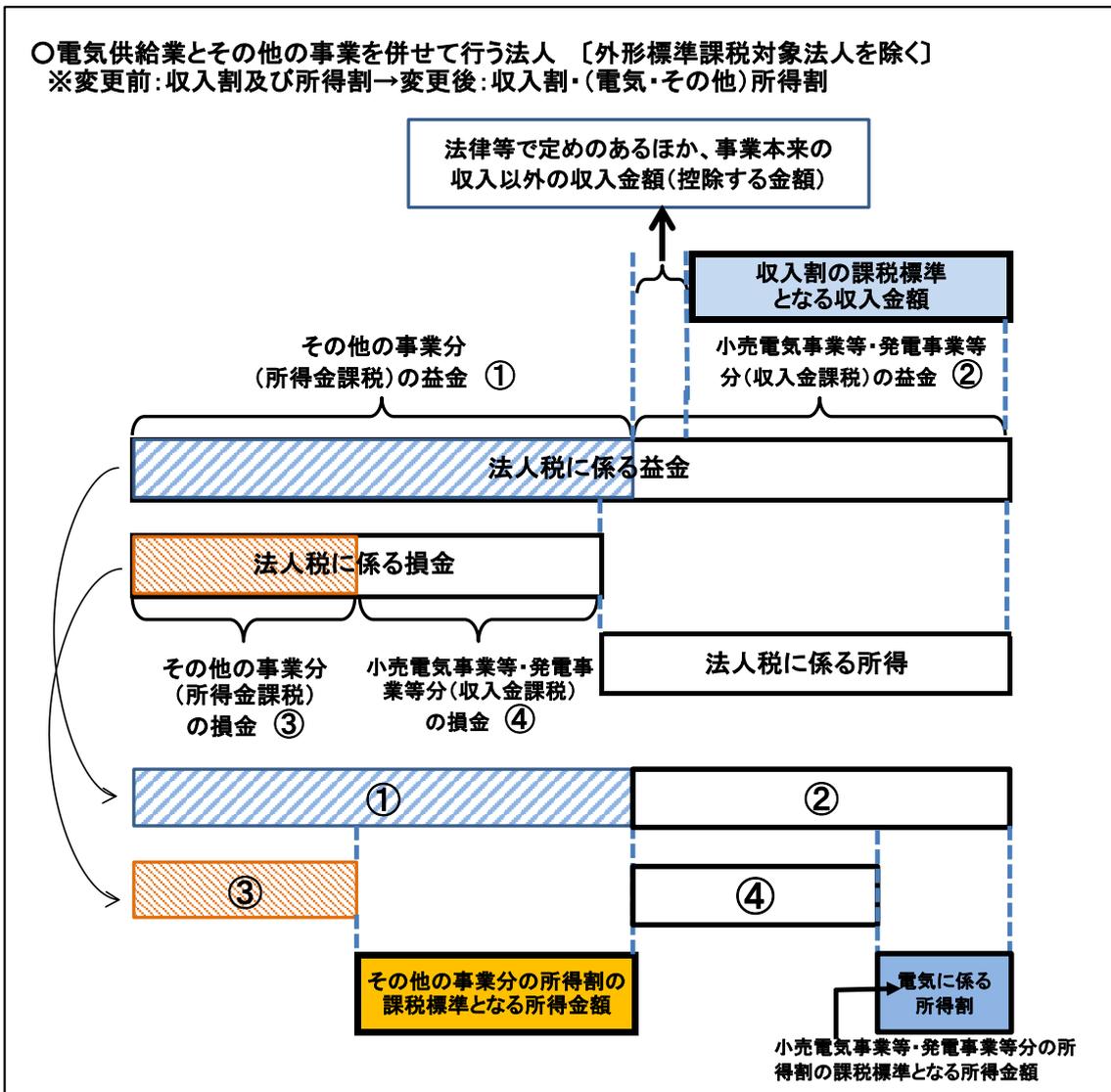
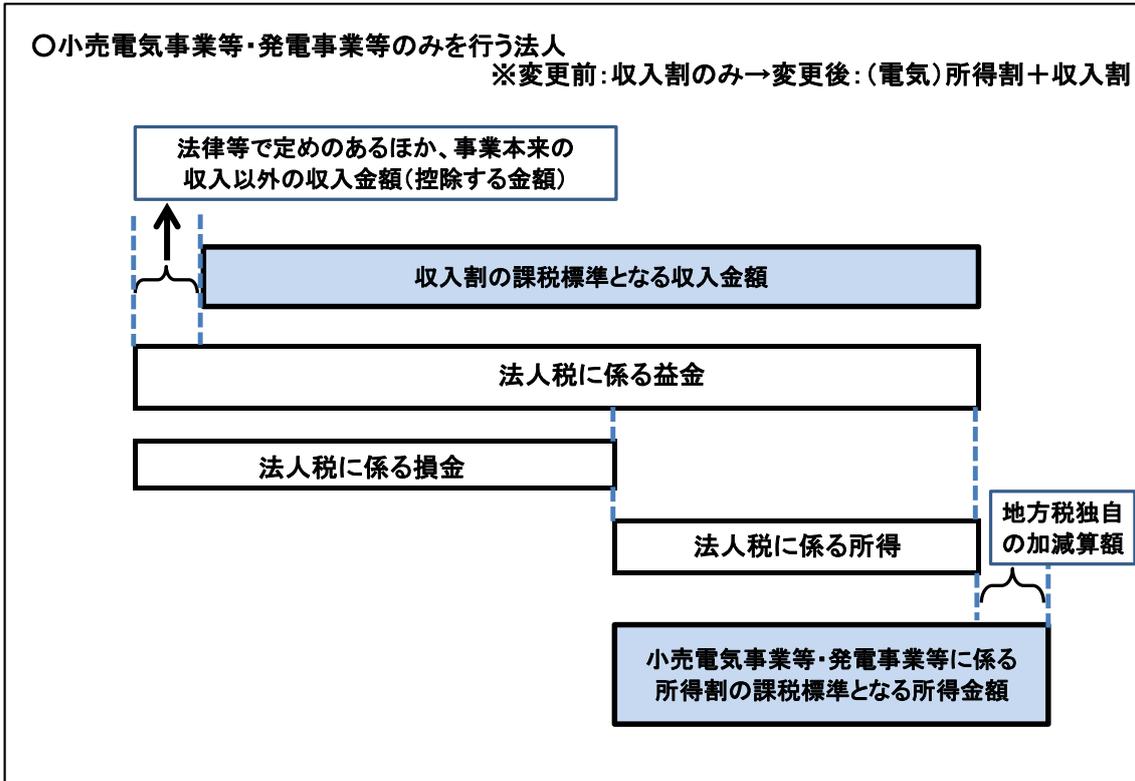
(※)小売電気事業等・発電事業等を除く

※1 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合、原則として、電気供給業に係るもの(収入割等)とその他の事業に係るもの(所得割等)とを区分計算を行った上で申告することになりますが、**従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の10%以下であり、かつ売上金額など事業の経営規模の比較において同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならない場合は、主たる事業の課税方式によって申告できます。【例外規定】**

※2 申告時の提出書類

- ①収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
- ②電気供給業の収入金額等に関する計算書(第1号様式)
- ③法人税別表4及び別表5(2)
- ④貸借対照表
- ⑤損益計算書

【小売電気事業等・発電事業等を行う法人の申告イメージ(法人の事業税)】

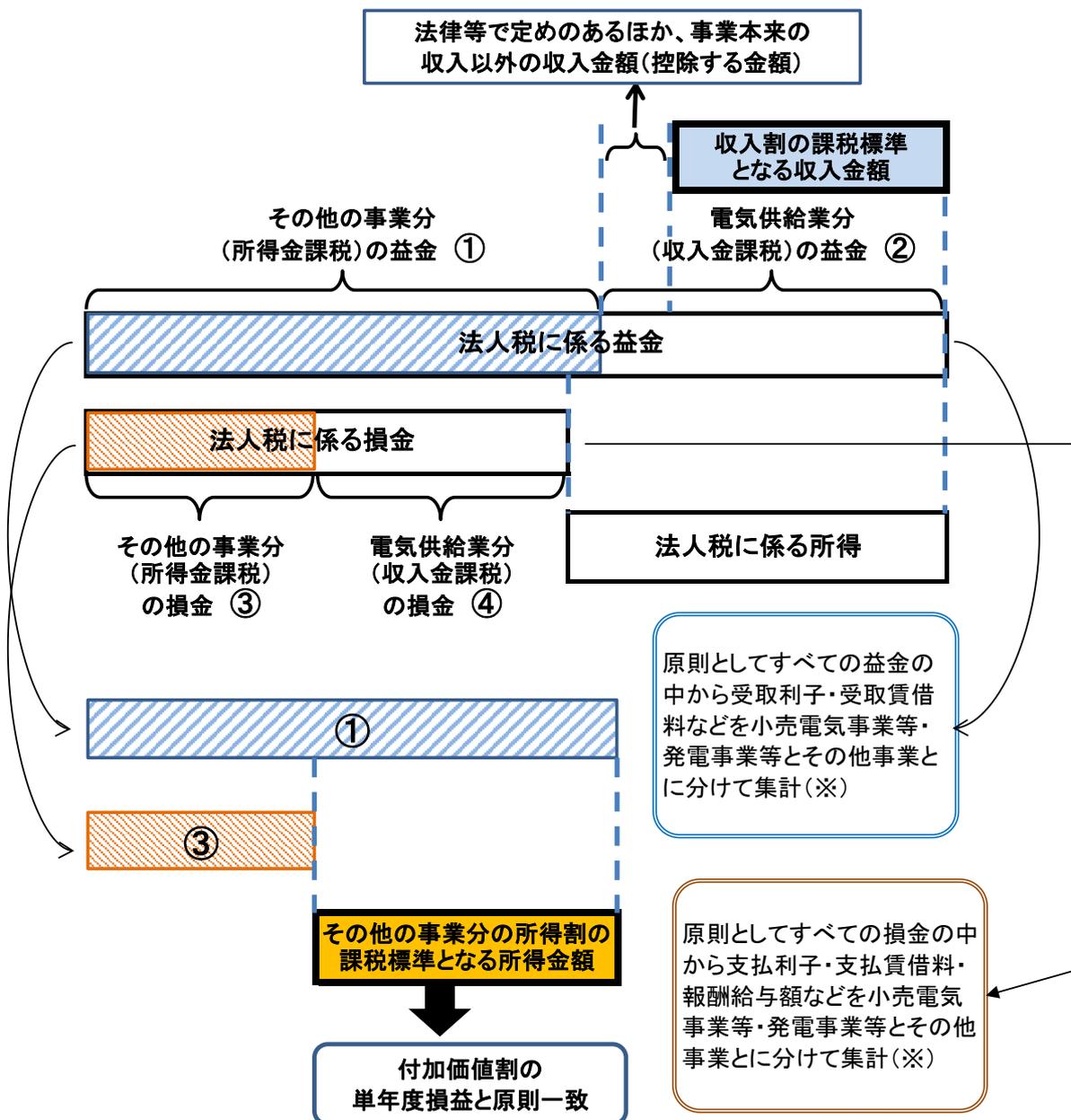


○電気供給業とその他の事業を併せて行う法人

〔外形標準課税対象法人〕

※変更前：収入割、所得割・付加価値割・資本割

→変更後：収入割、(その他)所得割・(電気・その他)付加価値割・(電気・その他)資本割



※ 外形分(付加価値割・資本割)の算出方法

報酬給与額、支払(受取)利子、支払(受取)賃借料については、原則として、すべての事業に係る損金又は益金の中から、小売電気事業等・発電事業等とその他事業とに区分して集計し、区分が困難なものについては按分により算出することになります。

また、資本割の課税標準となる資本金等の額は、全体の従業者数に占める該当事業に係る従業者数の比率で算出するが、この場合にも、区分が困難な従業員については按分で算出することになります。

なお、外形分の申告は、第1号の2～6様式を用いて行います。

(3) 課税方式が収入割と（電気）所得割の場合

収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）により、課税標準となるべき収入金額を算出し、法人税別表4及び別表5(2)、貸借対照表、損益計算書と併せて確定申告書に添付してください。（この場合の第6号様式別表6の記載方法は9頁を参照してください。）

小売電気事業等・発電事業等を行っており、収入割及び（電気）所得割を申告する場合には、法人税の所得に地方税独自の加減算を加味して（電気）所得割課税標準額を算出し、確定申告書に記載してください。

(4) 課税方式が収入割と（電気・その他）所得割の場合

「収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）」に代えて、**電気供給業の収入金額等に関する計算書（第1号様式）**（「附表1__売上原価に関する明細書」、「附表2__販売費・一般管理費に関する明細書」を含みます）により課税標準となるべき収入金額及び所得金額を算出し、法人税別表4及び別表5(2)、貸借対照表、損益計算書と併せて確定申告書に添付してください。（第1号様式（附表1、2）の記載方法は10～12頁を参照してください。）

さらに、外形標準課税対象法人の場合には、上記の書類に加えて、第1号の2～6様式を併せて添付してください。

(5) 課税方式が（その他）所得割のみの場合

電気供給業の開始を決定したが申告事業年度中に売電を開始していない法人や、電気供給業とその他の事業を併せて行っているが例外規定を適用して（その他）所得割のみで申告する法人は、収入金額に対する課税とはなりません。収入金額の内訳や事業の開始状況などを確認する必要があるため、**収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）**及び損益計算書を確定申告書に添付していただくようお願いします。（この場合の第6号様式別表6の記載方法は13頁を参照してください。）

○電気供給業のみを行う法人が申告する場合

○電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う法人で、例外規定の適用を受け
て電気供給業の課税方式で申告する場合

いずれかに○を付ける
両方の事業を行っている場合は、別業で作成

収入金額に関する計算書
(法第72条の2第1項第2号第3号に掲げる事業)

事業年度 令和3 4・1
令和4 3・31

法人名 A株式会社

大号様別表六 前紙日本国税務庁様へ
（第五号四他）別紙四十二

摘要	金額
収入金額の総額	
売電収入	11,000,000
受取利息	20,000
不用品売却益	50,000
補助金収入	150,000
計	① 11,220,000
控除される金額	
受取利息	20,000
不用品売却益	50,000
補助金収入	150,000
売電収入のうち消費税及び地方消費税	1,000,000
税込経理の場合のみ	②
差引計	③ 1,220,000
計	④ 10,000,000
法附則第9条第8項の規定による控除額	⑤
法附則第9条第10項の規定による控除額	⑥
法附則第9条第19項の規定による控除額	⑦
法附則第9条第20項の規定による控除額	⑧
法附則第9条第21項の規定による控除額	⑨
計	⑩ ③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨

①収入金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入金額を記載してください。(取扱通知(県)3章4の9の1)

- ※ 収入金額に係る法人税別表4の加減算額もこの欄に含めてください。
- ※ 消費税及び地方消費税について、税込経理をしている場合には、ここでは税込金額を記載し、別途「②控除される金額」の欄に消費税及び地方消費税相当額を記載してください。
- ※ 電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う法人で、例外規定の適用を受けて電気供給業の課税方式(収入割のみ)で申告する場合には、電気供給業以外の事業に係る営業収益及びこれに係る法人税別表4の加減算額もこの欄に併せて記載してください。

②控除される金額

国又は地方団体からの補助金、固定資産売却収入、保険金、有価証券の売却収入、不用品の売却収入、受取利息、受取配当金、需要者等から収納する工事負担金、再生可能エネルギー特別措置法第16条の賦課金、損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料、他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合の、供給を受けた電気料金として支払うべき金額に相当する収入金額 など。

- ※ 法令等で規定されている金額のほか、原則として営業外利益及び特別利益で会計処理されるべき金額になります(これらの収入金額に係る法人税別表4の加減算も含まれます)。ただし、電気供給業本来の収入(例:売電収入等)は、ここに含めないでください。
- ※ 消費税及び地方消費税について、税込経理をしている場合には、ここで消費税及び地方消費税相当額を記載し、収入金額から控除してください。

- ④は託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合のみ対象となることがあります。
- ⑤はガス供給業に係る項目で電気供給業では記載不要です。
- ⑦は卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行った場合に該当します。

確定申告書(第6号様式)の「収入金額総額」欄に転記してください

⑦収入割の課税標準となる収入金額 → 基本的には事業本来の収入である「営業収益」として処理されるべき金額に相当

原則として、「電気事業会計規則による収入」(電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入)とし、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入(新エネルギー等電気相当量(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量をいう。4の9の6において同じ。))に係るものを含む。)、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等、原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。(取扱通知(県)3章4の9の2)

○電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う法人で、例外規定の適用を受けない場合

【電気】計算書の作成 その1（あん分率と課税標準額となるべき収入金額の算出）

- ① 計算書の1～7欄は、**営業収益に係る収入を、収入金分（電気供給業）と所得金分（その他の事業）**とに区分して記載します。（原則、営業外収益や特別利益で会計処理されるべき金額は含みません。ただし、電気供給業の本来の収入（例：売電収入）が営業外収益又は特別利益に計上されていた場合、これを含めてください。）
- ② 計算書の8欄では、上記①で区分した営業収益に収入を基に、区分困難な収入及び経費をあん分するためのあん分率を算出します。
- ③ 計算書9～15欄では、法人の事業税収入割の課税標準となるべき収入金額を算出します。

1欄: 売上高のうち、売電により得た収入金額を記載してください。
他の電気事業者（東京電力エナジーパートナーなど）への売電収入もこの欄に記載します。
※ 消費税及び地方消費税について、税込経理をしている場合は、税込金額を記載します。（以降、15欄を除き、同様に記載。）なお、消費税及び地方消費税は、課税標準となるべき収入金額から控除する必要がありますので、別途14欄で控除してください。

2欄: 電気供給業の営業収益のうち、売電収入以外の収入金額を記載してください。
※ 需要家その他からの注文により電気供給業に関連する施設の工事を行い得た収入は所得金分の事業に該当するため、原則として当欄ではなく、5欄に記載してください。

3欄: 電気供給業の営業収益について、法人税別表4で加減算した金額を記載してください。
※ 電気供給業以外の事業に係る収入や、経費に係る加減算は含めないでください。

5欄: 売上高のうち、電気供給業以外の事業に係る収入金額を記載してください。
※ 需要家その他からの注文により電気供給業に関連する施設の工事を行い得た収入も、原則として当欄に記載してください。

6欄: 電気供給業以外の事業に係る営業収益について、法人税別表4で加減算した金額を記載してください。
※ 電気供給業に係る収入や、経費に係る加減算は含めないでください。

10欄: 電力売上のうち未収となっていた部分について、貸倒処理した額を記載してください。
※ 電気供給業以外の事業に係る金額は含めないでください。

11欄: 他の電気供給業者から購入した電気を消費者等に売電している場合で、購入先の法人が収入割の申告をしているときは、当該購入代金を記載します。
※ 自社で発電した電気のみを売電する場合には、これに該当しません。

12欄: いわゆる固定価格買取制度に係る再生可能エネルギー賦課金として、消費者から電気料金に上乗せして徴収した金額を記載します。
※ 自社で発電した電気のみを売電する場合には、これに該当しません。

13欄: 他の電気事業者の維持及び運用する送配電網を介して需要場所へ電力を供給する場合（託送供給という。）に、当該他の電気事業者に託送供給の対価として支払う金額を記載します。
※ 例えば、東京電力エナジーパートナーに直接売電している場合は、これに該当しません。

14欄: 消費税及び地方消費税の税込経理を行っている場合において、9の欄から10・11・12及び13欄を差し引いた後の金額に含まれる消費税及び地方消費税を記載してください。

(第1号様式)

電気供給業の収入金額等に関する計算書

法人名	B株式会社		事業年度	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	法人番号	00-000000
営業収益	収入金分	電力売上	1	22,000,000	円	
		電力売上以外の電気供給業に係る収入	2			
		法人税別表四による加算・減算	3			
		小計 1 + 2 + 3	4	22,000,000		
	所得金分	電気供給業以外の事業に係る収入	5	88,000,000		
		法人税別表四による加算・減算	6			
		小計 5 + 6	7	88,000,000		
あん分率	$\frac{7}{4+7} = \frac{88,000,000}{110,000,000} = 0.80000000$		8	小数点以下第8位まで算出し 第9位以下は切り捨てること。		
課税標準となるべき収入金額	4の金額	9	22,000,000			
	貸倒償却（収入金分）	10				
	他の電気供給業者から電気の供給を受けた場合、電気料金として支払うべき金額（除自家消費）	11				
	再生可能エネルギー特別措置法第16条の賦課金	12				
	託送料	13				
	消費税及び地方消費税相当額（税込経理の場合）	14	2,000,000			
	小計 9 - 10 - 11 - 12 - 13 - 14	15	20,000,000			

確定申告書(第6号様式・その2)の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入金額総額」45欄に転記してください。

【電気】計算書の作成 その2（課税標準額となるべき所得金額の算出）

- ① 計算書の16～33欄は、法人の事業税所得割の課税標準となる電気供給業以外の事業に係る所得金額を計算します。消費税等の税込経理をしている場合、ここでは税込金額を記載してください。
- ② 収益又は費用で、電気供給業と電気供給業以外のものと区分することが困難な金額がある場合は、計算書8欄のあん分率を乗じて得た金額を電気供給業以外の収益又は費用とします。
※ 計算書の項目によっては「〇〇〇〇×8」のように、あん分率を乗じる表記になっていますが電気供給業と電気供給業以外に区分できる金額には、あん分率を乗じないでください。
- ③ 計算書34欄では、法人の事業税所得割の課税標準となる電気供給業に係る所得金額を計算します。

17欄及び18欄:
 営業外収益又は特別利益の内容が、電気供給業(収入金)と、電気供給業以外(所得金)に明確に区分できる場合には、電気供給業以外に係る金額を記載してください。
 <例:電気供給業と建設業を併せて行っている場合> ※あん分率を0.8(計算書8欄)と仮定
 ○営業外利益の内訳 計上額 17欄に記載すべき額
 預金利息(区分できないもの) 2,000円 → 2,000円×0.8=1,600円
 建設機械賃貸料(建設業に係るもの) 10,000円 → 10,000円(あん分しない)
 → この場合、預金利息のうち1,600円と、建設機械賃貸料10,000円の合計11,600円を17欄に記載します。(18欄の特別利益も、上記の例と同様に計算し、記載します。)

19欄: 地方税独自の加算がある場合、第6号様式又は第6号様式別表5に記載せず、ここで計算。

20欄: 電気供給業以外の収益(営業収益を除く)又は費用について、法人税別表四で加算した金額を記載してください。なお、電気供給業(収入金)と電気供給業以外(所得金)に明確に区分できない金額のみ、あん分率(計算書8欄)を乗じ、明確に区分できる部分の金額にはあん分率を乗じないでください。
 <例:電気供給業と小売業を併せて行っている場合> ※あん分率を0.8(計算書8欄)と仮定
 ○法人税別表4の内訳 計上額 20欄に記載すべき額
 損金経理をした道府県民税及び市町村民税(区分できないもの) 81,400円 → 81,400円×0.8=65,120円
 雑収入計上漏れ(小売業に係るもの) 200,000円 → 200,000円(あん分しない)
 → この場合、損金経理をした道府県民税及び市町村民税のうち65,120円と、雑収入計上漏れ200,000円の合計265,120円を20欄に記載することになります。

22欄及び23欄:
 売上原価及び販売費・一般管理費について、附表1及び2により、電気供給業に係るものと電気供給業以外の金額を区分した上で、22欄は附表1のD欄から、23欄は附表2の二欄から、それぞれ転記します。

24欄: 電気供給業以外の事業に係る金額を記載してください。

25欄及び26欄: 上記17欄及び18欄と同様に記載してください。

27欄、28欄及び29欄:
 法人の事業税額及び特別法人事業税額については、電気供給業に関する金額(収入割・電気所得割)と、電気供給業以外の事業に関する金額(その他所得割・付加価値割・資本割)とを明確に区分できることから、27欄及び28欄には含めず、29欄に電気供給業以外の事業に関する金額(その他所得割・付加価値割・資本割)を記載してください。
 ※ 収入割・電気所得割については、課税標準となるべき所得金額の計算上、費用に含めないでください。

30欄: 地方税独自の減算がある場合、第6号様式又は第6号様式別表5に記載せず、ここで計算。

31欄: 電気供給業以外の収益(営業収益を除く)又は費用について、法人税別表4で減算した金額を記載してください。 ※ 上記20欄と同様に記載してください。

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)の「所得金額又は個別所得金額」1欄に転記してください。

34欄: 法人税の欠損金控除前所得(明細書別表4の34)から、33欄(その他事業の所得割の課税標準額)を差し引いて、電気供給業に係る所得割の課税標準額を記載してください。

(第1号様式)
電気供給業の収入金額等に関する計算書

法人名	B株式会社		事業年度	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	法人番号	00-000000		
課税標準となるべき所得金額	収益	小計	9-10-11-12-13-14	15				
		7の金額		16	88,000,000			
		営業外収益 × 8		17	11,600			
		特別利益 × 8		18	120,000			
		(地方税独自の加算 × 8)		19				
		法人税別表四による加算 × 8		20	265,120			
		小計	16+17+18+19+20	21	88,396,720			
		費用	売上原価		22	43,200,000		
			販売費・一般管理費		23	39,000,000		
			貸倒償却(収入金以外の方)		24	20,000		
			営業外費用 × 8		25	80,000		
			特別損失 × 8		26	100,000		
			法人税等 × 8		27	446,800		
			法人税等調整額 × 8		28			
			事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税		29	130,900		
(地方税独自の減算 × 8)			30					
法人税別表四による減算 × 8			31	63,300				
小計	22+23+24+25+26+27+28+29+30+31	32	83,041,000					
差引計	21-32	33	5,355,720					
小売電気事業等・発電事業等分の課税標準となるべき所得金額								
総所得金額(法人税の明細書別表4の34) -						34		
						51,504,280		

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)の「所得金額又は個別所得金額」1欄に転記してください。

【電気】計算書の作成 その3（売上原価及び販売費・一般管理費の区分）

① 課税標準となるべき所得金額を算出するため、売上原価及び販売費・一般管理費を、電気供給業に係るものと電気供給業以外の事業に係るものとに区分します。なお、消費税等の税込経理をしている場合、ここでは税込金額を記載してください（②も同じ）。

② 区分困難なものは営業収益の収入金額の比率（法人税別表4の加減算を除く）であん分します。

③ 区分した金額を計算書に転記します。

（第1号様式附表1）

売上原価に関する明細書

区分		電気供給業に係るもの	区分困難なもの	その他の事業に係るもの
内訳	売上原価			
	仕入高（小売）	円	円	43,200,000 円
		A	B	C 43,200,000
C + $B \times \frac{5}{1+2+5}$		= 43,200,000		D

電気供給業の収入金額等に関する計算書の22欄に転記してください

（第1号様式附表2）

販売費・一般管理費に関する明細書

区分		電気供給業に係るもの	区分困難なもの	その他の事業に係るもの
内訳	販売費・一般管理費			
	役員報酬	円	7,000,000 円	円
	給与手当			24,000,000
	法定福利費		750,000	3,200,000
	福利厚生費			1,000,000
	旅費交通費			150,000
	通信費			120,000
	水道光熱費			300,000
	地代家賃	450,000		3,000,000
	保険料			200,000
	修繕費	50,000		100,000
	租税公課	40,000	50,000	70,000
	減価償却費	10,000,000	200,000	400,000
	雑費			60,000
イ 10,540,000 ロ 8,000,000 ハ 32,600,000		ハ + $\text{ロ} \times \frac{5}{1+2+5}$		= 39,000,000

電気供給業の収入金額等に関する計算書の23欄に転記してください

○売上原価に関する明細書、販売費・一般管理費に関する明細書

費用の内容によって、科目毎に該当する欄に記載してください。

なお、区分にあたっては、以下の事項も参考にしてください。

<給与・役員報酬・法定福利費>

例えば、電気供給業と小売業を併せて行う法人の場合、従業員については、個々の事業に専属で従事することも多いため、小売業のみに従事している従業員に係る給与及び法定福利費は「その他の事業に係るもの」となります。

一方、役員（社長）の場合、会社全体の経営判断や管理を行う立場にあることから、全ての事業に、関与していると考えられます。このため、原則として役員報酬及び役員に係る法定福利費については「区分困難なもの」に該当します。

<地代家賃>

売電を行うための太陽光パネルを設置するため、他者の所有する土地を有償で賃借している場合、その対価として支払う地代家賃は「電気供給業に係るもの」に区分してください。

<保険料>

売電を行うための太陽光パネルを設置に伴い、当該太陽光パネルを補償対象とした損害保険料を支払っている場合、当該損害保険料は「電気供給業に係るもの」に区分してください。

<修繕費>

太陽光パネルを設置して発電し、売電を行う場合、修繕費のうち、当該太陽光パネル分は「電気供給業に係るもの」に区分してください。

<減価償却費>

償却資産は、その用途が明確であることも多いため、区分可能なものは「電気供給業に係るもの」と「その他の事業に係るもの」とに区分してください。

例えば、太陽光パネルを設置して発電し、売電を行う場合、減価償却費のうち、当該太陽光パネル分は「電気供給業に係るもの」に区分してください。（特別償却による減価償却費を特別損失で処理している場合も同様です）

→ 太陽光パネルの減価償却費は、特別償却によって1事業年度にまとめて費用計上されることもあり、多額になる傾向があります。このため、誤って「その他の事業に係るもの」や「区分困難なもの」で申告してしまうと申告後に高額の追徴税額（所得割）が発生する可能性があります。ご注意ください。

○電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う法人で、例外規定の適用を受けて、電気供給業以外の課税方式(その他所得割のみ)で申告する場合

(記載例)

収入金額に関する計算書 (法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)		事業 年度	3 4 1	4 3 31	法人名	C株式会社
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	収入金額の総額	摘要	金額			
		主たる事業(例:建設業)に係る売上金額	A 20,000,000 円			
		電気供給業に係る売上金額	B 1,000,000			
		<p>※ (A×0.1) < B となる場合、この記載例によらず、電気供給業以外の事業(所得金課税)と電気供給業(収入金課税)に分けて税額を計算してください。</p> <p>→ この場合には、電気供給業の収入金額等に関する計算書を使用してください。(他の方法で区分している場合はその内容が分かる書類で結構です。)</p>				
	控除される金額					
	計		②			
	差引計	①-②		③		
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④			
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤			
	法附則第9条第19項の規定による控除額		⑥			
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦			
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧			
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨			
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨		⑩		

○電気供給業の開始を決定したが、まだ売電を開始しておらず電気供給業以外の課税方式(その他所得割のみ)で申告する場合

(記載例)

収入金額に関する計算書 (法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)		事業 年度	3 4 1	4 3 31	法人名	D株式会社
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	収入金額の総額	摘要	金額			
		電気供給業に係る収入金額	0 円			
		計		①		
	控除される金額					
	計			②		
	差引計	①-②		③		
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④			
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤			
	法附則第9条第19項の規定による控除額		⑥			
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦			
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧			
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨			
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨		⑩		

※ 上記の場合は、いずれもその他所得割のみでの課税となり、収入割は課税になりませんが、収入金額の内訳や事業の開始状況などを確認させていただくため、「収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)」及び損益計算書を申告書に添付してください。お手数をおかけいたしますが、御協力をお願いします。

○確定申告書(その2)を使用する場合
(小売電気事業等・発電事業等を行っている場合)

○確定申告書を使用する場合
(小売電気事業等・発電事業等を行っていない場合)

第六号様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙]

令和 年 月 日 法人番号 事業種目 令和 年 月 日 申告年月日

所在地 (電話) 事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額 (千円) 100 000 000

法人名 (非中小法人等) 同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等

代表者氏名印 (氏名) 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 (千円) 100 000 000

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度又は連結事業年度分の申告書

摘要	課税標準	税率(%)	税額
所得金額総額(別表5⑦)	27		
年400万円以下の金額	28		
年400万円を超え年800万円以下の金額	29		
年800万円を超える金額	30		
計	27+28+29+30		
経減税率不適用法人の金額	32		
付加価値総額	33		
付加価値額	34		
資本等の額総額	35		
資本等の額	36		000
収入金額総額	37		
収入金額	38		
所得金額(別表5⑧)	39		
所得金額	40		
付加価値総額	41		
付加価値額	42		
資本等の額総額	43		
資本等の額	44		
収入金額総額	45		
収入金額	46		
合計事業税額	⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒		00

電気供給業の収入金額等に関する計算で、区分計算した所得等課税事業の課税標準額を記載
27欄=所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第1号に掲げる事業)36欄

収入金額課税事業の課税標準額を記載

電気供給業の収入金額等に関する計算書で、区分計算した収入金額等課税事業の課税標準額を記載
39欄=所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)36欄
45欄=第1号様式15欄の金額

第六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙]

令和 年 月 日 法人番号 事業種目 令和 年 月 日 申告年月日

所在地 (電話) 事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額 (千円) 100 000 000

法人名 (非中小法人等) 同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等

代表者氏名印 (氏名) 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 (千円) 100 000 000

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度又は連結事業年度分の申告書

摘要	課税標準	税率(%)	税額
所得金額総額(別表5⑦)	27		
年400万円以下の金額	28	000	000
年400万円を超え年800万円以下の金額	29	000	000
年800万円を超える金額	30		
計	27+28+29+30		
経減税率不適用法人の金額	32		
付加価値総額	33		
付加価値額	34		
資本等の額総額	35		
資本等の額	36		
収入金額総額	37		
収入金額	38		
所得金額(別表5⑧)	39		
所得金額	40		
付加価値総額	41		
付加価値額	42		
資本等の額総額	43		
資本等の額	44		
収入金額総額	45		
収入金額	46		
合計事業税額	⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒		00

所得等課税事業と収入金額課税事業を行う場合

【申告時のチェックポイント】

《凡例》

- 改正** …令和2年度税正改正により注意すべき項目
- 所得** …（その他）所得割のみを申告している法人に関する項目
- 所収** …（その他・電気）所得割・収入割を申告している法人に関する項目
- 収入** …（電気）所得割・収入割を申告している法人に関する項目
- 共通** …上記3つに共通するもの

- 1 損益計算書に収益として計上されているもののうち、電気供給業に関連する収入が全て集計されているか。**共通**
→ 営業外収益や特別利益に電気供給業に関連する収入が計上されている場合、申告漏れとなっている可能性があるため確認します。
- 2 消費税の取扱いは正しく計算されているか。**所収・収入**
→ 課税標準となる収入金額の計算において、税込経理の場合は消費税及び地方消費税相当額が控除漏れとなっている可能性があるため確認します。
- 3 例外規定により（その他）所得割のみで申告する場合、売電収入は主たる事業の売上の1割以下か。**所得**
→ 3つ以上の事業を行っている場合、主たる事業には電気供給業以外の事業に係るすべての売上を含めて比較します。
- 4 法人税別表4の加減算は正しく区分されているか。**所収・収入**
→ 「電気供給業」と「電気供給業以外」の区分、「営業収益に係るもの」と「それ以外の収益に係るもの」等の区分が正しくされているか確認します。
- 5 「他の電気事業者から電気の供給を受けた場合、電気料金として支払うべき金額」として記載した金額は正しいか。**所収・収入**
→ 自社で発電した電気のみを売電する場合は、これには該当しません。
- 6 貸倒損失が正しく区分されているか。**所収・収入**
→ 課税標準となる収入金額の計算において、「電気供給業以外」の貸倒損失を誤って控除していないか確認します。
- 7 減価償却費が正しく区分されているか。**所収**
→ 発電設備に係る減価償却費は、その他事業の課税標準となる所得金額の計算にお

いて費用に含まれないため、正しく区分されているか確認します。(特に、特別償却した場合等は1事業年度に高額の減価償却費が計上される場合もあるので、特に注意してください。)

8 役員報酬が正しく区分されているか。 **所収**

→ 役員は会社全体の経営判断や管理を行う立場にあることから、全ての事業に関与していると考えられます。このため、原則として役員報酬については「区分困難なもの」に該当するため、正しく区分されているか確認します。

9 事業税及び特別法人事業税が正しく区分されているか。 **所収**

→ 収入割及びこれに係る特別法人事業税、(電気)所得割は、電気供給業に係る費用であるため、その他事業の課税標準となる所得金額の計算において費用に含まれていないか確認します。

10 第6号様式別表6で「②控除される金額」が漏れなく記載されているか。 **収入**

→ 法令等で規定されている金額のほか、原則として営業外収益及び特別利益で会計処理されるべき金額を記載しますが、電気供給業本来の収入が営業外収益及び特別利益で処理されていないか確認します。

11 確定申告書第6号様式は、該当する事業のものか。 **改正**

→ 第6号様式・・・所得等課税事業のみを行う場合
収入金額課税事業のみを行う場合
所得等課税事業と収入金額課税事業を併せて行う場合
第6号様式(その2)・・・
収入金額等課税事業のみを行う場合
収入金額等課税事業とそれ以外の事業を併せて行う場合

12 申告書別表は事業ごとに区分して別葉を作成しているか。 **改正**

→ 収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行い、例外規定を適用せず課税標準となるべき所得金額を区分する場合は、申告書別表をそれぞれの事業ごとに作成します。(6号様式別表5、同別表9、同別表10など)

13 繰越欠損金は、それぞれの事業ごとに利用しているか。 **改正**

→ 収入金額等課税事業と所得等課税事業の欠損金は、それぞれの事業についてのみ所得の計算上繰越控除が認められています。

※ 所得等課税事業、収入金額課税事業、収入金額等課税事業の内容については、資料4ページを参照してください。

